報告事項ア 定例市議会における図書館関連質問について

- 1 鎌倉市議会 12 月定例会 (令和5年12月6日から12月22日まで)
- (1) 一般質問

ア くりはらえりこ議員(12月8日)

質問

資料だけでなく、図書も含めて学習できる、中世資料館や郷土資料館のようなものが必要と思うが、どうか。

答弁(教育文化財部長)

本市においては鎌倉国宝館や鎌倉歴史文化交流館を有しており、両館において中世史や郷土史に関する調査研究を進めるとともに、その成果を、常設展、特別展等の展示や、ワークショップ等の開催によって積極的に公開している。また、中央図書館では、鎌倉及び中世にかかる図書等を収集し、郷土資料コーナーで自由に閲覧できるようにしている。

なお、現時点で中世資料館や郷土資料館を整備する計画は無いが、「鎌倉市市庁舎現在地利活用計画中間取りまとめ」では、図書館機能とともに、郷土資料スペースや歴史文化観光情報発信スペースなどが設置された複合施設として整備する方針を示している。

- (2) 教育福祉常任委員会(12月12日)図書館に関する案件はなし。
- 2 鎌倉市議会2月定例会(令和6年2月6日から開会中)
- (1) 一般質問 図書館に関する質問はなし。

質問

(2) 代表質問(2月14日~) ア 神奈川ネットワーク運動・鎌倉

包括的性教育を鎌倉市助産師会などと連携して、学校教育への導入を推進してほしいが、いかがか。また、市の図書館にも多様な性教育の本を揃えて性を学べるコーナーを作り、周知してもらいたいがいかがか。

答弁 (教育長)

包括的性教育とは、ユネスコで提唱された概念であり、性や生殖などにと どまらず、ジェンダー平等や性の多様性など含む性教育のことであると理 解している。

学校における性教育は、学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、性被害の当事者にならず、適切に行動を取れるようにすることを目的に実施し、保健体育科や特別活動をはじめ、発達段階に応じて指導しているところである。

体育や道徳、特別活動の時間において、鎌倉市助産師会や市関係課などと も連携して保健師や助産師を講師として招き、いのちと健康などの指導も 行っているところ。

また、中央図書館では児童向けに「からだといのちの図書コーナー」として、 性教育のみならず、広く健康や出産に関する子ども向けの図書を配置してお り、親子で学びやすい環境を整備している。引き続き、本コーナーの周知や 蔵書の拡充に努めてまいりたい。

イ 公明党鎌倉市議会議員団

質問

数多くの文化財が存在する鎌倉市において、鎌倉の古代から中世、近世から 現代に至るまで堪能できるデジタルミュージアムの開設についてどう考え るか。

答弁 (教育長)

現在、発掘調査の成果である出土品や博物館施設の収蔵資料、中央図書館の 近代史資料などのデジタル化を進め、一部はインターネット等で閲覧でき るようにするなど活用を進めているところである。

数多くの文化財をより身近に感じていただき、広く活用できるよう、デジタルミュージアムも含め、文化財の公開や発信に関する効果的な方法を検討していく。

ウ 銀河鎌倉

質問

郷土資料や日本中世史資料の収集・蓄積を行って頂きたいがいかがか。

答弁 (教育長)

鎌倉歴史文化交流館、鎌倉国宝館などでは、鎌倉の歴史や文化に係る資料類の収集・保存を行っている。

また、中央図書館では、郷土資料を収集するとともに、鎌倉時代に関する研究書、図録、市販されていない資料の収集と公開に努めている。 引き続き、これらの資料類の収集・保存と調査・研究を進めていく。

- (3) 教育福祉常任委員会(2月19日) 図書館に関する質問はなし。
- (4) 予算等審査特別委員会 教育委員会部分 3月5日開会予定

鎌倉市図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正前	改正後
○鎌倉市図書館の設置及び管理に関する条例施行規則	○鎌倉市図書館の設置及び管理に関する条例施行規則
平成7年5月10日教委規則第3号	平成7年5月10日教委規則第3号
改正	改正
平成11年2月16日教育委員会規則第6号	平成11年2月16日教育委員会規則第6号
平成13年3月30日教育委員会規則第6号	平成13年3月30日教育委員会規則第6号
平成16年1月16日教育委員会規則第1号	平成16年1月16日教育委員会規則第1号
平成21年8月26日教育委員会規則第4号	平成21年8月26日教育委員会規則第4号
平成27年3月23日教育委員会規則第3号	平成27年3月23日教育委員会規則第3号
令和元年12月19日教育委員会規則第2号	令和元年12月19日教育委員会規則第2号
鎌倉市図書館の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。	鎌倉市図書館の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。
鎌倉市図書館の設置及び管理に関する条例施行規則	鎌倉市図書館の設置及び管理に関する条例施行規則
鎌倉市図書館の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和38年4月教委規	鎌倉市図書館の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和38年4月教委規
則第1号)の全部を改正する。	則第1号)の全部を改正する。
目次	目次
第1章 総則(第1条~第8条)	第1章 総則(第1条~第8条)
第2章 図書資料の館内閲覧(第9条・第10条)	第2章 図書資料の館内閲覧(第9条・第10条)
第3章 図書等の貸出し(第 <u>11条</u> ~第18条)	第3章 図書等の貸出し(第 <u>10条の2</u> ~第18条)
第4章 図書資料の学校貸出等(第19条~第24条)	第4章 図書資料の学校貸出等(第19条~第24条)
第5章 雑則(第25条~第 <u>31</u> 条)	第5章 雑則(第25条~第 <u>33</u> 条)
付則	付則
第1章 総則	第1章 総則
(趣旨)	(趣旨)
	第1条 この規則は、鎌倉市図書館の設置及び管理に関する条例(昭和38年
	3月条例第9号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、条例の
施行について必要な事項を定めるものとする。	施行について必要な事項を定めるものとする。
(定義)	(定義)

- |第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定<mark>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定</mark> めるところによる。
 - (1) 図書資料 図書、文書、記録、逐次刊行物、紙芝居その他これらに (1) 図書資料 図書、文書、記録、逐次刊行物、紙芝居その他これらに 類する資料をいう。
 - (2) 視聴覚資料 ビデオテープ、フィルム、スライド、レコード、CD、 録音テープその他の利用に当たり再生機器を必要とする資料をいう。
 - (3) レコード等資料 視聴覚資料のうち、レコード、CD、録音テープ 及びビデオテープをいう。
 - (4) フィルム等資料 レコード等資料を除く視聴覚資料をいう。
 - (5) 視聴覚機器 視聴覚資料を再生するための機器をいう。
 - 図書等 図書資料、視聴覚資料及び視聴覚機器をいう。 (6) (開館時間)
- |第3条 鎌倉市図書館(以下「図書館」という。)の開館時間は、次の各号第3条 鎌倉市図書館(以下「図書館」という。)の開館時間は、次の各号| に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、 |教育委員会は、必要があると認めるときは、これを臨時に変更することが||教育委員会は、必要があると認めるときは、これを臨時に変更することが| できる。
 - (1) 鎌倉市中央図書館 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める時 間
 - ア 木曜日及び金曜日 (これらの日が国民の祝日に関する法律(昭和23) 年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる場 イ ア以外の日 午前9時30分から午後6時まで
 - (2) 前号以外の図書館 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める時 間
 - ア 木曜日及び金曜日 午前8時45分から午後7時まで
 - イ ア以外の日 午前8時45分から午後5時15分まで (休館日)

改正後

- めるところによる。
 - 類する資料をいう。
- (2) 視聴覚資料 ビデオテープ、フィルム、スライド、レコード、CD、 録音テープ、DVDその他の利用に当たり再生機器を必要とする資料を いう。
- (3) レコード等資料 視聴覚資料のうち、レコード、CD、録音テープ、 ビデオテープ及びDVDをいう。
- (4) フィルム等資料 レコード等資料を除く視聴覚資料をいう。
- (5) 視聴覚機器 視聴覚資料を再生するための機器をいう。
- (6) 図書等 図書資料、視聴覚資料及び視聴覚機器をいう。 (開館時間)
- に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、 できる。
- (1) 鎌倉市中央図書館 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める時
 - ア 木曜日及び金曜日 (これらの日が国民の祝日に関する法律(昭和23) 年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる場 合を除く。次号アにおいて同じ。) 午前9時30分から午後7時まで イ ア以外の日 午前9時30分から午後6時まで
- (2) 前号以外の図書館 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める時 間
- ア 木曜日及び金曜日 午前8時45分から午後7時まで イ ア以外の日 午前8時45分から午後5時15分まで (休館日)

- 第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。
 - (1) 毎週月曜日(その日が休日に当たるときは、同日後に最初に到来す)(1) 毎週月曜日(その日が休日に当たるときは、同日後に最初に到来す) る日で休日以外の日)
 - (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
 - (3) 特別整理期間 1年に20日以内で教育委員会が定める日
- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、 休館日に臨時に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。
- |第5条及び第6条 削除

(損害の弁償)

|第7条 利用者が、その責めに帰すべき理由により、図書等を紛失、汚損又<mark>第7条 利用者が、その責めに帰すべき理由により、図書等を紛失、汚損又</mark>| V)

(利用の制限)

- |第8条 図書館長(以下「館長」という。)は、図書館を利用しようとする||第8条 図書館長(以下「館長」という。)は、図書館を利用しようとする| 利用を認めず、又はその利用を中止させることができる。
 - (1) この規則に違反したとき。
 - (2) 図書館を利用する他の者に著しく迷惑をかけるおそれがあると認め られるとき。
 - (3) 図書館の施設若しくは設備又は図書等を捐傷するおそれがあると認 められるとき。
 - (4) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
 - (5) その他教育委員会がその利用を不適当と認めるとき。 第2章 図書資料の館内閲覧

(閲覧の手続)

第9条 公開する図書資料は、閲覧の手続を要しない。ただし、館長が必要第9条 公開する図書資料は、閲覧の手続を要しない。ただし、館長が必要 と認めたものについては、館内閲覧票に記入し、手続をしなければならな」と認めたものについては、館内閲覧票に記入し、手続をしなければならな 11

改正後

- 第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。
 - る日で休日以外の日)
 - (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
 - (3) 特別整理期間 1年に20日以内で教育委員会が定める日
- 休館日に臨時に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。
- |第5条及び第6条 | 削除

(損害の弁償)

は破損したときは、現品又はそれに相当する代償を弁償しなければならな」は破損したときは、現品又はそれに相当する代償を弁償しなければならな V)

(利用の制限)

- 者又は利用している者が次の各号のいずれかに該当するときは、図書館の 者又は利用している者が次の各号のいずれかに該当するときは、図書館の 利用を認めず、又はその利用を中止させることができる。
 - (1) この規則に違反したとき。
 - (2) 図書館を利用する他の者に著しく迷惑をかけるおそれがあると認め られるとき。
 - (3) 図書館の施設若しくは設備又は図書等を損傷するおそれがあると認 められるとき。
 - (4) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
 - (5) その他教育委員会がその利用を不適当と認めるとき。 第2章 図書資料の館内閲覧

(閲覧の手続)

V)

- 2 前項の規定にかかわらず、貴重資料の閲覧については、あらかじめ教育2 前項の規定にかかわらず、貴重資料の閲覧については、あらかじめ教育 委員会の許可を受けなければならない。
- ばならない。

(館内の秩序)

第10条 館内では静粛にし、指定の場所以外で喫煙してはならない。 第3章 図書等の貸出し

(貸出しの対象者等)

第11条 図書等の貸出しの対象者、貸出点数及び貸出期間は、次のとおりと第11条 図書等の貸出しの対象者、貸出点数及び貸出期間は、次のとおりと する。

区分	貸出しの対象者	貸出点	貸出期間
		数	
図書資料	(1) 本市に住所を	10冊ま	貸し出した日の翌
	有する者及び市内	で	日から起算して2週
	に通勤又は通学し		間以内
	ている者		
	(2) 近隣の市町に		
	住所を有する者で		
	館長が適当と認め		
	<u>たもの</u>		
レコード等資料	同上	3点ま	同上
		で	
フィルム等資料	(1) 本市に住所を	同上	貸し出した日の翌

改正後

委員会の許可を受けなければならない。

3 閲覧者は、閲覧終了後、閲覧した図書資料を所定の場所に返却しなけれ 3 閲覧者は、閲覧終了後、閲覧した図書資料を所定の場所に返却しなけれ ばならない。

(館内の秩序)

第10条 館内では他の利用者に迷惑になる行為をしてはならない。

第3章 図書等の貸出し

第10条の2 図書等の貸出しについては、この章に定めるところによる。た だし、図書等のうち、おはなし会の利用に供するものとして館長が指定し たもの及び視覚障害者の利用に供するものについては、館長が別に定める ところによる。

(貸出しの対象者等)

する

<u>る。</u>			
区分	貸出しの対象者	貸出点	貸出期間
		数	
図書資料	(1) 本市に住所を	無制限	貸し出した日の翌
	有する者及び市内		日から起算して2週
	に通勤又は通学し		間以内
	ている者		
	(2) <u>藤沢市、逗子</u>		
	市、葉山町、横須賀		
	市、三浦市、横浜市		
	に住所を有する者		
レコード等資料	同上	同上	同上
フィルム等資料	(1) 本市に住所を	3点ま	貸し出した日の翌

	改正前				改正後		
	有する者及び市内		日から起算して1週		有する者及び市内	で	日から起算して1週
	に通勤又は通学し		間以内		に通勤又は通学し		間以内
	ている者				ている者		
	(2) 市内の団体で				(2) 市内の団体で		
	館長が適当と認め				館長が適当と認め		
	たもの				たもの		
視聴覚機器	同上	1式	同上	視聴覚機器	同上	1式	同上

(図書等の貸出制限)

- |第12条 次に掲げる図書等は、貸出しを行わない。ただし、特別の事由によ|第12条 図書等のうち、館長が貸出しを不適当と指定したものは、貸出しを V)
 - (1) 貴重資料、郷土資料、辞典、年鑑、便覧及び最新の逐次刊行物
 - (2) その他館長が館外貸出しを不適当として指定したもの

(貸出期間の特例等)

- |第13条 第11条に規定する貸出期間の末日が休館日に当たるときは、当該貸<mark>第</mark>13条 第11条に規定する貸出期間の末日が休館日に当たるときは、当該貸 出期間は、同条の規定にかかわらず館長が別に定める期間とする。
- 2 第11条及び前項に規定する貸出期間は、延長することができない。

(貸出しの手続)

- を提示し、手続をしなければならない。
- |2 フィルム等資料又は視聴覚機器の貸出しを受けようとするものは、フィ|2 フィルム等資料又は視聴覚機器の貸出しを受けようとするものは、フィ

(図書等の貸出制限)

り、あらかじめ教育委員会の許可を受けたものについては、この限りでな」行わない。ただし、特別の事由により、あらかじめ教育委員会の許可を受 けたものについては、この限りでない。

(貸出期間の特例等)

- 出期間は、同条の規定にかかわらず館長が別に定める期間とする。
- 2 第11条及び前項に規定する貸出期間は、延長することができない。ただ し、図書館が所蔵する図書資料及びレコード等資料のうち、第14条の2に 規定する貸出しの予約がないものについては、1回に限り、当該貸出期間 の満了する日の翌日から起算して2週間以内で館長が定める日まで延長す ることができる。

(貸出しの手続)

- 第14条 図書資料又はレコード等資料の貸出しを受けようとする者は、当該第14条 図書資料又はレコード等資料の貸出しを受けようとする者は、当該 資料及び鎌倉市図書館カード(第1号様式。以下「図書館カード」という。) 資料及び鎌倉市図書館カード(第1号様式。以下「図書館カード」という。) を提示し、手続をしなければならない。
 - ルム等資料・視聴覚機器貸出申込書(第2号様式)により、次条第2項又 ルム等資料・視聴覚機器貸出申込書(第2号様式)により、第15条第2項

改正前	改
は第3項に規定する書類等を提示し、手続をしなければならない。	又は第3項に規定する書類等を提示
3 16ミリフィルム又は16ミリ映写機の貸出しを受けようとするものは、前	3 16ミリフィルム又は16ミリ映写機
項の貸出手続の際に16ミリ映写機操作に必要な認定証を提示しなければな	項の貸出手続の際に16ミリ映写機携
らない。	らない。
	(予約の対象者等)
	第14条の2 図書等の貸出しを受けよ
	きる。予約の対象者及び予約点数は
	ラハ マが

女正後

示し、手続をしなければならない。

機の貸出しを受けようとするものは、前 操作に必要な認定証を提示しなければな

ようとするために、予約をすることがで は、次のとおりとする。

<u>区分</u>	予約の対象者	予約点数
図書資料	(1) 本市に住所を有す	<u>20点まで</u>
	る者及び市内に通勤又	
	は通学している者	
	(2) 藤沢市、逗子市、葉	
	山町、横須賀市、三浦市	
	に住所を有する者	
レコード等資料	<u>同上</u>	<u>5点まで</u>
フィルム等資料	(1) 本市に住所を有す	<u>3点まで</u>
	る者及び市内に通勤又	
	は通学している者	
	(2) 市内の団体で館長	
	<u>が適当と認めたもの</u>	
視聴覚機器	<u>同上</u>	<u>1式</u>

- 本市に住所を有する者及び市内に通勤又は通学している者は、図書館に 所蔵していない図書資料の予約をすることができる。
- 特別の事由により、あらかじめ館長の許可を受けたものについては、第 1項の規定にかかわらず、予約点数の上限を変更することができる。 (図書等の予約制限)
- 第14条の3 図書等のうち、館長が不適当として指定したものは、予約をす

(図書館カードの交付)

ード等資料の貸出しの対象者で、鎌倉市図書館カード申込書(第3号様式。 以下「図書館カード申込書」という。)を館長へ提出したものに交付する ものとする。

改正前

- 2 前項の規定による図書館カードの交付を受けようとする者は、住所を明2 前項の規定による図書館カードの交付を受けようとする者は、住所を明 らかにする書類等を提示しなければならない。
- ているものにあっては、前項の書類等のほかに市内に通勤又は通学してい る旨を明らかにする書類等を提示しなければならない。

(貸出しの停止等)

- |第16条 館長は、図書等の貸出しを受けたものが次の各号のいずれかに該当|第16条 館長は、図書等の貸出しを受けたものが次の各号のいずれかに該当| しを停止することができる。
 - (1) 貸出期間満了後に3回以上督促しても、なお返却を怠ったとき。
 - (2) 図書等を滅失し、又は著しく損傷したとき。
 - (3) 事実を偽って図書館カードの交付を受け、又は図書等の貸出しを受 けたことが明らかになったとき。
 - (4) 図書館カード又は図書等を他人に貸与又は譲渡したとき。 (変更の届出等)
- 第17条 図書館カードの交付を受けた者は、図書館カード申込書の記載事項第17条 図書館カードの交付を受けた者は、図書館カード申込書の記載事項 の旨を届け出なければならない。
- は、図書館カードを再交付する。この場合において、再交付前の図書館カーは、図書館カードを再交付する。この場合において、再交付前の図書館カ ードは無効とする。

改正後

ることができない。ただし、特別の事由により、あらかじめ教育委員会の 許可を受けたものについては、この限りでない。

(図書館カードの交付)

- |第15条 前条第1項の図書館カードは、第11条に規定する図書資料及びレコ|第15条 <mark>第14</mark>条第1項の図書館カードは、第11条に規定する図書資料及びレ コード等資料の貸出しの対象者で、鎌倉市図書館カード申込書(第3号様 - 式。以下「図書館カード申込書」という。)を館長へ提出したものに交付 するものとする。
 - らかにする書類等を提示しなければならない。
- |3 前項の場合において、市内に住所を有しない者で市内に通勤又は通学し|3 前項の場合において、市内に住所を有しない者で市内に通勤又は通学し ているものにあっては、前項の書類等のほかに市内に通勤又は通学してい る旨を明らかにする書類等を提示しなければならない。

(貸出しの停止等)

- するときは、図書館カードの使用を停止し、若しくは無効にし、又は貸出しするときは、図書館カードの使用を停止し、若しくは無効にし、又は貸出 しを停止することができる。
 - (1) 貸出期間満了後に3回以上督促しても、なお返却を怠ったとき。
 - (2) 図書等を滅失し、又は著しく損傷したとき。
 - (3) 事実を偽って図書館カードの交付を受け、又は図書等の貸出しを受 けたことが明らかになったとき。
 - (4) 図書館カード又は図書等を他人に貸与又は譲渡したとき。 (変更の届出等)
- |に変更があったとき、又は当該図書館カードを紛失したときは、直ちにそ| に変更があったとき、又は当該図書館カードを紛失したときは、直ちにそ| の旨を届け出なければならない。
- 2 前項の規定により、氏名の変更又は図書館カードの紛失を届け出た者に2 前項の規定により、氏名の変更又は図書館カードの紛失を届け出た者に ードは無効とする。

|3 第15条の規定による書類等の提示は、第1項の規定による記載事項の変|3 第15条の規定による書類等の提示は、第1項の規定による記載事項の変| 更の届出について準用する。

(図書館カードの返却)

なった者に交付した図書館カードは、返却しなければならない。

第4章 図書資料の学校貸出等

(学校貸出等の対象)

- という。)で、館長が適当と認めたものに対し行うものとする。
- (1) 保育所
- (2) 幼稚園
- (3) 認定こども園
- (4) 小学校
- (5) 中学校
- (6) 高等学校
- (7) 子どもの家
- (8) 子ども会館
- (9) その他教育委員会が適当と認めるもの

(学校貸出等の手続)

第20条 学校貸出等を受けようとする学校等は、代表者を定め、図書館に申第20条 学校貸出等を受けようとする学校等は、代表者を定め、図書館に申 し込まなければならない。

(図書資料の管理)

|第21条 学校貸出等を受けた図書資料の管理については、貸出しを受けた学第21条 学校貸出等を受けた図書資料の管理については、貸出しを受けた学 校等の代表者がその責任を負うものとする。

(貸出しの冊数及び期間)

更の届出について準用する。

改正後

(図書館カードの返却)

|第18条 無効となった、又は第11条に規定する貸出しの対象者に該当しなく||第18条 無効となった、又は第11条に規定する貸出しの対象者に該当しなく なった者に交付した図書館カードは、返却しなければならない。

第4章 図書資料の学校貸出等

(学校貸出等の対象)

- |第19条 図書資料の学校貸出等は、次に掲げる市内の学校等(以下「学校等||第19条 図書資料の学校貸出等は、次に掲げる市内の学校等、(以下「学校| 等」という。) で、館長が適当と認めたものに対し行うものとする。
 - (1) 保育所
 - (2) 幼稚園
 - (3) 認定こども園
 - (4) 小学校
 - (5) 中学校
 - (6) 高等学校
 - (7) 子どもの家
 - (8) 子ども会館
 - (9) 放課後子どもひろば
 - (10) その他教育委員会が適当と認めるもの

(学校貸出等の手続)

し込まなければならない。

(図書資料の管理)

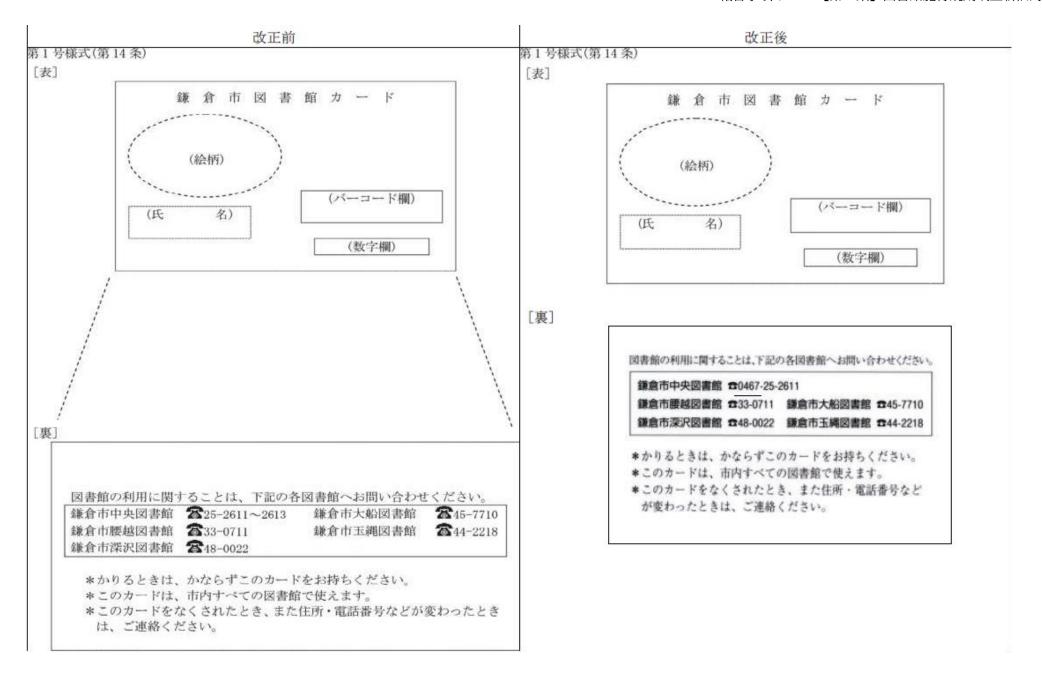
校等の代表者がその責任を負うものとする。

(貸出しの冊数及び期間)

|第22条 学校貸出等の図書資料の貸出冊数は、40冊以内とし、貸出期間は、|第22条 学校貸出等の図書資料の貸出冊数は、40冊以内とし、貸出期間は、 4週間以内とする。ただし、館長が特に必要と認めたときは冊数を変更し、 4週間以内とする。ただし、館長が特に必要と認めたときは冊数を変更し、

改正前	改正後
又は期間を延長することができる。	又は期間を延長することができる。
(利用の促進)	(利用の促進)
第23条 図書資料の貸出しを受けた学校等は、その利用の促進に努めなけれ	第23条 図書資料の貸出しを受けた学校等は、その利用の促進に努めなけれ
ばならない。	ばならない。
(準用規定)	(準用規定)
第24条 第12条の規定は、学校貸出等について準用する。	第24条 第12条の規定は、学校貸出等について準用する。
第5章 雑則	第5章 雑則
(寄贈図書等の範囲)	(寄贈図書等の範囲)
第25条 寄贈を受ける図書等は、図書館の資料として一般の利用に供するこ	第25条 寄贈を受ける図書等は、図書館の資料として一般の利用に供するこ
とができる資料に限るものとする。	とができる資料に限るものとする。
	(寄贈図書等の管理)
	第26条 寄贈を受けた図書等については、図書館所蔵のものに準じて、館長
	が定めるところにより、管理するものとする。
	(寄贈図書等の返還)
	第27条 寄贈を受けた図書等は、返還しない。
(寄託図書等の範囲)	(寄託図書等の範囲)
第26条 寄託を受ける図書等は、資料的価値の高い郷土資料に限るものとす	第28条 寄託を受ける図書等は、資料的価値の高い郷土資料に限るものとす
る。	る。
(寄託図書等の管理)	(寄託図書等の管理)
第27条 寄託された図書等の管理は、特別の契約のある場合のほか図書館所	第 <u>29</u> 条 寄託された図書等の管理は、特別の契約のある場合のほか図書館所
蔵のものに準ずるものとする。	蔵のものに準ずるものとする。
(寄託図書等の返納)	(寄託図書等の返納)
第28条 寄託した図書等の返納を請求しようとする者は、名称、点数、住所	第30条 寄託した図書等の返納を請求しようとする者は、名称、点数、住所
及び氏名を記入し、館長に届出なければならない。	及び氏名を記入し、館長に届出なければならない。
(免責)	(免責)
第29条 寄託を受けた図書等の損失に対しては、その責めを負わないものと	第31条 寄託を受けた図書等の損失に対しては、その責めを負わないものと
する。	する。
(費用の負担)	(費用の負担)

改正前	改正後				
第30条 図書等の寄贈、寄託及び寄託した図書等の返還に要する費用は、寄	第 <mark>32</mark> 条 図書等の寄贈、寄託及び寄託した図書等の返還に要する費用は、寄				
贈者又は寄託者の負担とする。ただし、特別の事由があるときはこの限り	贈者又は寄託者の負担とする。ただし、特別の事由があるときはこの限り				
でない。	でない。				
(委任)	(委任)				
第31条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。	第33条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。				



図書館カード申込書

太枠の中<u>だけ記入</u>してください。

<u>ふりがな</u>					申込日			年	F	F
					性別		1	男	2	女
<u>氏</u> 名 (なまえ)					生年月日			年	月	目
	(〒)								
住 所 (じゅうしょ)						でん ł 電話		()		
※注1 住所・氏名がわかるものを見せてください。 2 市外に住んでいる人は、通学先・通動先も書いてください。										
\Z\\\A\\	名称									
通学先通勤先	所在地	鎌倉市			電話()					

(the 74th his TOU ARR)
〔事務処理欄〕

令和5年度第3回鎌倉市図書館協議会 報告事項イー1【第1条】図書館施行規則改正新旧対照表

鎌倉市図書館カード申込書 (カードをつくる/Application)

※ 太枠の中を書いてください。本人の住所を確認できるものが必要です。

Application date		リハ土ア (にち/D) (にち/D)	かりかん 女 じゅん			_
申込日	年	<u>月</u> 日		* 現在の <u>情報</u>	を正確にご	己入ください。
		名 (なまえ/ <u>Fi</u>	rst Name)			
フリガナ						
なまえ						
生年月日				年	月	В
(たんじょうび/Date	of birth)			(Y\.\/Y)_	_(t/\⊃/M)_	(IC5/D)
住所 (じゅうしょ/	'Address) 〒					
電話	1	()			
(でんわ/ <u>Telephone</u>)	(2)	()			
市外から鎌倉市に →通動・通学先 □ 通勤先 かいしゃ/Company □ 通学先 がっこう/School	を確認できるもの 所在地 <u>(じゅうし</u> 鎌倉市	のが必要です(含 、よ/Address) akura City 電話っ me)	学生証・社員証 	など)。)	
		〔事務	処理欄〕			

鎌倉市図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正前	改正後				
○鎌倉市図書館の設置及び管理に関する条例施行規則	○鎌倉市図書館の設置及び管理に関する条例施行規則				
平成7年5月10日教委規則第3号	平成7年5月10日教委規則第3号				
(学校貸出等の対象)	(学校貸出等の対象)				
第19条 図書資料の学校貸出等は、次に掲げる市内の学校等(以下「学校等」	第19条 図書資料の学校貸出等は、次に掲げる市内の学校等、(以下「学校				
という。) で、館長が適当と認めたものに対し行うものとする。	等」という。)で、館長が適当と認めたものに対し行うものとする。				
(1) 保育所	(1) 保育所				
(2) 幼稚園	(2) 幼稚園				
(3) 認定こども園	(3) 認定こども園				
(4) 小学校	(4) 小学校				
(5) 中学校	(5) 中学校				
(6) 高等学校	(6) 高等学校				
(7) 子どもの家	(7) 子どもの家				
<u>(8) 子ども会館</u>					
(<u>9</u>) 放課後子どもひろば	(<u>8</u>) 放課後子どもひろば				
(<u>10</u>) その他教育委員会が適当と認めるもの	(<u>9</u>) その他教育委員会が適当と認めるもの				

令和5年度(2023年度)実施 貸出点数制限撤廃にかかる利用者アンケート結果 実施期間: 令和5年4月12日~4月30日

1 アンケート回答結果(アンケート用紙、e-kanagawaで実施)

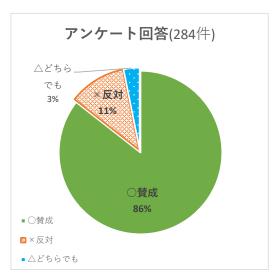
	○賛成	×反対	△どちらでも	無選択	計
中央	34	2	1		37
腰越	91	6	0		97
深沢	19	4	0		23
大船	8	3	1		12
玉縄	1	0	2		3
e-kanagawa	90	17	5	1	113
計	243	32	9	1	285
うち記述あり	124	27	7	1	159

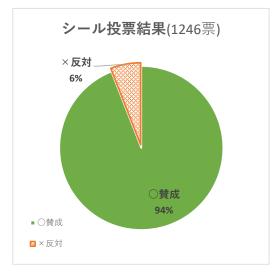
2 シール投票結果(館内実施)

	○賛成	×反対	計
中央	198	11	209
腰越	131	8	139
深沢	225	8	233
大船	279	19	298
玉縄	339	28	367
計	1,172	74	1,246

3 アンケート+シール結果集計

○賛成 ×反対		他	計
1,415	106	10	1,531
92.4%	6.9%	0.7%	





4 アンケート回答の自由記述内容について

4 アンケート回答の自由記述内容について	
○賛成(以下主な理由を分類、複数理由あり)	124
本がたくさん読める	84
何度も行かなくてよい、いけないから	10
利便性良い	10
回転率・利用率があがる	6
制限する理由はないと思う	4
賛成だが、ある程度の上限があった方がいい	4
ちゃんと返却されるなら	3
シリーズまとめて読める	1
図書館の負担にならないなら	1
楽に返却したい	1
×反対(以下主な理由を分類、複数理由あり)	27
上限があった方がよい	12
予約の本が回らない心配がある	6
在架資料が少なくなる	5
延滞・行方不明が心配	2
感染症リスクが高まりそう	1
図書館員のサービス低下の懸念	1

Δ	\どちらでもよい(以下主な理由を分類)	7
	在架資料が少なくなる	2
	図書館の運用上問題がないなら	2
	シリーズまとめて貸出中だと困る	1
	本がたくさん読める	1
	貸出期間を短縮して対応	1

図書館協議会委員 各位

第4次サービス計画の年次評価表です。

- ・統計は 2023 年 12 月末日時点の仮数字になります。 年度末に改めて集計する予定です。
- ・表中の A:達成、実施 B:現状維持 C:未達成、未実施 となります。
- ・中身をお目通しいただき、次回の協議会の場で感想や疑問点、初年度ですので改善点などお出しいただいて協議いただけますようお願いい たします。
- ・各委員からのコメントにつきましては協議会後改めてメールでいただく予定です。

どうぞよろしくお願いいたします。

第4次サービス計画年次評価表

- ・統計は令和5年(2023年)年12月末日時点の仮数字になります。年度末に改めて集計する予定です。
- ・表中 A:達成、実施 B:現状維持 C:未達成、未実施 となります。

利用者にとって魅力ある図書館

目標1

2 資料と利用者のニーズを熟知した職員の育成

図書館ビジョン つながる ひろがる 100 年図書館

目標2

誰もが使いやすい図書館

目標3

未来につながる図書館

重点事業

重点事業

具体的な取組

図書館を利用しづらい人へのサービスの充実

具体的な取組

- 1 一人ひとりに合わせた資料の提供とその周知
- 2 各種電子サービス等デジタル環境の整備

市民や鎌倉に関わる人にとって魅力ある蔵書づくり

1 鎌倉市図書館にふさわしい蔵書構築の検討

3 利用者の利便性を高める図書館業務システム の更新

重点事業

利用者のニーズに応じた新しい図書館づくり

具体的な取組

- 1 新深沢図書館の機能の実現に向けた調整
- 2 新中央図書館の機能の検討と計画への反映

目標1 利用者にとって魅力ある図書館

【重点事業】市民や鎌倉にかかわる人にとって魅力ある蔵書づくり

1 鎌倉市図書館にふさわしい蔵書構築の検討

取組 3 図書館振興基金の活用を図りながら、鎌倉に関する貴重な資料の収集や、それらを補修し、大切に保存、提供していきます。

評価項目	令和 5 年度(2023 年度)					
	実績	自己評価				
振興基金を利用して収集・補修・保存したもの	明治期以降写真アルバム整理保存デジタル化 31 冊 古絵図鎌倉関係デジタル化 33 点 古絵図鎌倉周辺図デジタル化 31 点 年度内に完成納品予定	原資料の保存環境の整備を行い、デジタル化することで、資料公開提供との両立を図ることができた				

目標1 利用者にとって魅力ある図書館

【重点事業】市民や鎌倉にかかわる人にとって魅力ある蔵書づくり

2 資料と利用者のニーズを熟知した職員の育成

取組 2 読書バリアフリー法など社会状況の変化に対応できる職員のスキルの向上に努めます。

		令和 5 年度(2023 年度)	
評価項目	実績	自己評価	
実施・受講した研修内容	 ・読書バリアフリーに関する書面研修を全職員対象に開催した。 ・認知症サポーター養成講座を全職員対象に開催し、職場として認知症に対する理解を深める機会を持った。 ・読書バリアフリーや社会状況の変化に関する外部研修の受講を促し、以下の研修を受講した。 国立国会図書館みなサーチ説明会、多文化対応力向上講座図書館編、図書館総合展フォーラム「UniLeaf の活動について」、障害者サービス担当職員向け講座、読書バリアフリーをすすめるために、デジタルインクルージョン政策の動向と公共図書館の役割 	 ・読書バリアフリーについての研修を開催し、職員全員に一定の知識を浸透させることができた。 ・担当者を中心に、読書バリアフリーに関する外部研修を積極的に受講し、最新動向や知識を深めることができた。 ・左記の実績以外でも、手話付きおはなし会の充実、外国にルーツのある親子への支援を行う NPO 法人との協働によるイベント開催、ものづくり体験の取組みを市民参加型の実験工房とともに行うなど、社会状況の変化をとらえた取り組みを展開した。 ・今後も引き続き、読書バリアフリーや社会状況の変化に対応できる職員の育成に留意したい。 	A

目標 2 誰もが使いやすい図書館

【重点事業】図書館を利用しづらい人へのサービスの拡充

1 一人一人に合わせた資料の提供とその周知

取組3 やさしい日本語の利用案内や活字の大きな利用案内を作成します。

	令和 5 年度(2023 年度)				
評価項目	実績 自己評価				
利用案内の 作成状況	情報収集及び検討中	やさしい日本語をどのレベルにしていくか情報収集を行うこととし、統一した 掲示を行うよう検討を始めた。 まずは玉縄図書館で先行して掲示している「やさしい図書館案内」の全館掲示に 向け動く予定	;		

目標3 未来につながる図書館

【重点事業】利用者の二一ズに応じた新しい図書館づくり

1 新深沢図書館の機能の実現に向けた調整

取組 (3) 多様なニーズにこたえられる空間の設定(ゾーニング)を検討します。

- (1) 学校との連携、子ども読書活動支援の拠点機能を維持します。
- (2) 市役所と中央図書館及び他の地域館をつなぐ役割を果たします。
- (4)議会図書室や総務課行政資料コーナーと連携して市民への資料提供に努めます。
- (5) 深沢地域の特色ある資料の収集・保存・活用を継続します。"

	令和 5 年度(2023 年度)				
評価項目	実績	自己評価			
どのような調整を行っ たか	(市議会未承認のため調整なし)	(市議会未承認のため調整なし) B			

目標3 未来につながる図書館

【重点事業】利用者のニーズに応じた新しい図書館づくり

2 新中央図書館の機能の検討と計画への反映

取組 (3) 多様なニーズにこたえられる空間の設定(ゾーニング)を検討します。

- (1)鎌倉市図書館全体のネットワークを統括する拠点館としての役割をはたします。
- (2)鎌倉の歴史と文化を次の世代につなぐ郷土資料の拠点館とします。
- (4)「鎌倉市にふさわしい博物館基本構想」におけるサテライトとしての図書館資料の更なる充実をはかります。
- (5)鎌倉市図書館全体の資料保存庫としての役割をはたします

	令和 5 年度(2023 年度)					
評価項目	実績 自己評価					
どのような調整を行ったか	・オープンデー「ONE DAY PLAYPARK」参加 ・新中央図書館の必要面積検討 ・「皆さんのアイデアをお聞かせください」(鎌倉 市図書館整備に向けた意見交換会)9月29日/1 0月8日/10月17日	主に利用者・市民の新図書館への要望、意向をくみ取ることに努めた。子ども・若者のための機能、バリアフリーの機能、その他の機能に分けて様々な意見をいただいた。いただいた意見を担当課とも共有した意見交換会についてはホームページに結果を公開している。				

目標1 利用者にとって魅力ある図書館

【重点事業】市民や鎌倉にかかわる人にとって魅力ある蔵書づくり

1 鎌倉市図書館にふさわしい蔵書構築の検討

取組1 現在の蔵書構成及び出版状況を比較分析し、鎌倉市にふさわしい蔵書構築を検討します。

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和 5 年度(2023 年度)			令和 7 年度 (2025 年度)
指標項目	現状	実績	実績自己評価		目標
年間貸出点数	1,326,000	970,393 前年度 12 月末 1,000,048)	年度末までの数字を見ないと評価は難しいが全体的に数字が低くなりそうではある。期間が短いので比較しての検証は来年度となる。		1,400,000
蔵書回転率	2.4	1.6			2.5
蔵書新鮮度	0.04	0.03			0.04
蔵書更新率	0.09	0.07		С	0.09
市民 1 人当たり貸出点数	7.5	5.6			8.1
リクエスト資料の提供数		283,332			

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和 5 年度(2023 年度)		令和 7 年度 (2025 年度)
指標項目	現状	実績	自己評価	目標
郷土資料受入数		644		
資料に対する満足度評点/量 /大人(来館)	3.16			
資料に対する満足度評点/量 /大人(市民)	2.87			
資料に対する満足度評点査/ 量/子ども(来館)	3.91			
資料に対する満足度評点/量 /子ども(市民)	4.08		初年度のため、数字を比較しての評価は来年度以降になる。	
資料に対する満足度評点/種 類/大人(来館)	3.29			
資料に対する満足度評点/種 類/大人(市民)	2.95			
資料に対する満足度評点/種 類/子ども(来館)	3.65			
資料に対する満足度評点/種 類/子ども(市民)	3.33			

	令和 5 年度(2023 年度)				
評価項目	実績自己評価				
出版状況の分析を行ったか	分野別新刊点数構成比を確認	分類別蔵書構成については、県内他館と比べ2門が多め、9門が3割を占め、児童 書が少なめ。蔵書構成グラフは逗子と酷似している。リクエスト傾向については9門			
年間出版数をどれだけカバー しているか	未実施	(日本文学)、59(実用書)、49(医学)、33(経済)の順にリクエストが多い。児 童は絵本と読み物がほとんど、やや自然科学が多い。鎌倉市としてはもう少し郷土資 料の占める割合が多くてもよいかもしれない。			
現在の蔵書分析を行ったか	 実施 	鎌倉(分類別蔵書)			
近隣都市との比較を行ったか	実施	30.0% A:			
リクエスト傾向の分析を行っ たか	実施	10.0% 0.0%			
購入資料の傾向分析を行った か	未実施				
蔵書回転率の高い分野の分析 を行ったか	未実施	鎌倉市図書館予約傾向分類別 一般 (2018.4~2022.3) 30% 25% 20% 15% 10% 5%			
	,	0所 2			

目標1 利用者にとって魅力ある図書館

【重点事業】市民や鎌倉にかかわる人にとって魅力ある蔵書づくり

1 鎌倉市図書館にふさわしい蔵書構築の検討

取組 2 議会図書館や総務課行政資料コーナーと連携しながら、行政資料の網羅的収集を実現します。

		令和 5 年度(2023 年度)
指標項目	実績	自己評価
1年間に出された行政資料の カバー率		全体の母数把握は、各課が単発で発行する資料もあったり、新型コロナウイルス流 行等で発行が年単位で遅れているところもあるため把握が難しかった。
これまでの欠号調査と補完		そのため、今後は タイトル数の増加 で評価を検討したい。 行政資料の網羅的収集を目指し、各課へ収集への協力を年2回呼びかける予定。
評価項目	実績	自己評価
電子資料の保存法検討	資料保存をした際、電子資料を公開している場合は、URL先をリンク先として保存し、利用者の利便性を図った。ただ、リンク先のURLが変わる場合がある。	電子資料でしか公開していない行政資料がある。各課へ行政資料の収集への協力を依頼する際、紙で印刷した資料を納品してほしい旨を呼びかけていく。

目標1 利用者にとって魅力ある図書館

【重点事業】市民や鎌倉にかかわる人にとって魅力ある蔵書づくり

2 資料と利用者のニーズを熟知した職員の育成

取組1 長期的展望に沿った研修計画を策定して、知識やスキルの継承ができるよう、職員の育成を図ります。

	令和 5 年度(2023 年度)				
指標項目	実績	実績自己評価			
レファレンス記録件数	99(前年同時期 + 1)				
レファレンス協同デー タベース新規登録件数	63(前年同時期+4)	昨年度とほぼ同等の記録を行うことができた。参考資料の増加点数については初年度 のため比較検証できない。	4		
参考資料増加点数	+187				

	令和 5 年度(2023 年度)			
評価項目	実績	自己評価		
研修計画の策定状況	短期的な研修計画は作成中であるが、 長期的な計画は検討中。	長期的に図書館のあり方や職員が担う業務の展望を見通せておらず、研修計画も短期的な内容に留まっている。	В	

目標 1 利用者にとって魅力ある図書館 【重点事業】市民や鎌倉にかかわる人にとって魅力ある蔵書づくり

2 資料と利用者のニーズを熟知した職員の育成

取組 3 資料と利用者のニーズを熟知した職員が継続してサービスを提供できるよう、必要な職員が配置される体制づくりを目指します。

		令和 5 年度(2023 年度)	
指標項目	実績	自己評価	
職員の平均年齢	48.1		
職員の平均図書館在籍年数	16.2年		
職員数(資料サービス担当)	18		В
欠員数	1		
司書率	90%	新採用があったことは喜ばしい。 - スペーカスカケスカスパル・ドライワルのケストボボネカセボ・歴げる際界ド・イトから、カカ	
受講研修内容	児童図書館員養成専門講座 読書バリアフリー関連の講 習等を多数受講 (別紙参照)	その一方で本年度も資料サービス担当の欠員が補充されず、腰越の職員が – 1 となり、中央 から毎週応援を仰ぐこととなっている。 新採用職員に対しては、メンターによるフォローや研修機会の確保等に留意した。	A
研修講師実績	ボランティア養成講座や教職員対象の研修講師のほか、業務外で大学の司書課程の講師を2校で務めた。		

【重点事業】図書館を利用しづらい人へのサービスの拡充

1 一人一人に合わせた資料の提供とその周知

取組 1 大活字本、朗読 CD、デイジー図書、LL ブック、マルチメディアデイジー等の充実と利用促進を図ります。

指標項目		令和 5 年度(2023 年度)			
	実績	実績 自己評価			
大活字本所蔵点数	+27				
大活字本貸出点数	1,757				
朗読 CD 所蔵点数	1,044(不明除く)				
朗読 CD 貸出点数	2,483				
デイジー図書所蔵点数	511	大活字本はロービジョンの利用者に活用されている。意識的に購入することができたと思う。大活 本は発行数が少ないため、発行されたらすぐ購入をしていくよう心掛けたい。 今年度はデイジー図書で読書を楽しむ視覚障害者がおり、サピエ図書館を通してデイジー図書を借			
デイジー図書貸出点数	87				
LL ブック所蔵点数	+31	用したり、鎌倉朗読録音奉仕会が音訳したデイジー図書を提供したりした。			
LL ブック貸出点数	268				
マルチメディアデイジ 一所蔵点数	17				
マルチメディアデイジ ー貸出点数	0				

【重点事業】図書館を利用しづらい人へのサービスの拡充

1 一人一人に合わせた資料の提供とその周知

取組 2 多言語資料の収集に努めます。

指標項目		令和 5 年度(2023 年度)			
旧保坝口	実績	自己評価			
所蔵する資料の言語の種 類数 (日本語以外)	36				
日本語以外の資料の所蔵 点数	前年同時期より+95	重点事業となったことで意識的に多言語資料の収集を行うことができた。貸出点数が伸びているのは PR の効果か所蔵点数が増えたことによるものか今後も注視していく。	A		
日本語以外の資料の貸出 点数	4029 (前年同時期より+1838)				

【重点事業】図書館を利用しづらい人へのサービスの拡充

1 一人一人に合わせた資料の提供とその周知

取組4 有料宅配サービスを始めとする図書館の様々なサービスを周知できるよう広報を強化します。

	令和 5 年度(2023 年度)		
指標項目	実績自己評価		
有料宅配サービス利用数	貸出 11 人 62 点、 返却 11 人 52 点		
図書館だより発行数	No.141・No.142 発行 No.143 発行予定		
ホームページ閲覧数	全体数のみカウント可 1,100,962	新規登録者数が6人増えた。障害者手帳を取得した際に、『福祉の手引き』で知っ	
障害者サービス登録者数	81	た方、地域館を利用したときに案内があったなどの声がありそれなりに PR の効果が出ていると思われる。	
どのような広報をおこな ったか	『福祉の手引き』掲載 鎌倉市図書館ホームページ掲載 5月 児童福祉週間の展示、9月 認知症啓発展示、12月 障害者 週間の展示 障害者サービス登録のちらし発行	障害者サービスのチラシを作成して発行予定。 図書館だよりは年 4 回の発行を目指していたが、3 回にとどまった。	

【重点事業】図書館を利用しづらい人へのサービスの拡充

1 一人一人に合わせた資料の提供とその周知

取組 5 サピエ図書館の周知に努め利用促進を図ります。

	令和 5 年度(2023 年度)			
指標項目	実績	自己評価		
サピエ図書館利用数	114			
サピエ図書館登録数	_	 		
どのような周知を行 ったか	図書館ホームページで周知 サピエ図書館のチラシの配布 市の障害者サービス新規登録者へ の声掛け	べて増えた。 国立国会図書館の視覚障害者等用データの送信を受けることができる図書館等として申請をし、承認された。登録者への利用呼びかけやホームページ等で掲載することで、本市で所蔵しているデイジー図書以外も提供できることを周知していきたい。サピエ図書館登録数については図書館で把握ができないので削除としたい。	Α	

【重点事業】図書館を利用しづらい人へのサービスの拡充

2 各種電子サービス等デジタル環境の整備

取組 1 タブレットの貸出や Wi-f i の設置など、館内の ICT 環境の整備方法を検討します。

	令和 5 年度(2023 年度)			
評価項目	実績	自己評価		
ICT 環境整備に向け て何を行ったか	令和6年度(2024年度)に各館に wi-fi を導入することを検討し、館内環境の調査、見積もりを取得した。予算に限りがあり、令和6年度予算要求は中央図書館のみにとどまった	長年要望のあった wi-fi 導入に向け、具体的な一歩を踏み出すことができた。来年度は中央館のみの導入となるが、導入実績や利用状況、利用者からの反応をみて、地域館にも展開していけるよう努めたい。		

取組 2 鎌倉市にふさわしい博物館基本構想」の中でうたわれている将来的な「MLA 連携」を視野に入れた「デジタルアーカイブ」の発信と活用を促進します。

	令和 5 年度(2023 年度)			
評価項目	実績	自己評価		
デジタルアーカイブ の発信と活用に向け て何を行ったか	所蔵の震災史料デジタル資料について、関東大震災 100年を節目に、防災資料としての活用のため、国、 県への情報提供を行った。 令和5年(2023年)3月に発行した『古都鎌倉へ のまなざし』掲載写真データの活用による各地域での 写真展等の開催に資料提供を行った。	コンテンツの活用の幅が広がるよう、今後は資料情報の付与や、 利用方法の案内や活用方法の提案の工夫を行いたい。		

【重点事業】図書館を利用しづらい人へのサービスの拡充

2 各種電子サービス等デジタル環境の整備

取組 3 図書館資料のデジタル化と公開を推進します。

	令和 4 年度(2022 年度)		令和 5 年度(2023 年度)	
指標項目	現状	実績	自己評価	
デジタル化された 資料点数	54,615	2436(~2023.3.31 予 定)	判型の大きい古絵図、アルバムに貼り込んである写真資料等自館での デジタル化が技術的に難しい資料のデジタル化の外部委託を行った。	
デジタル化資料の ホームページアッ プ件数	1,301	デジタル化資料の登録公開 84点(~2023.12.31)	主に錦絵のデジタル化資料の公開に努めた。	A
ジャパンサーチ閲 覧件数	82	108 (~2024.12.31)	関東大震災 100 年に伴い、震災資料の閲覧が多くみられた。	

取組 4 新聞、百科事典などのデータベースの充実に努めます。

	令和 5 年度(2023 年度)				
評価項目	実績自己評価				
データベース充実に向けて何 を行ったか	情報収集を行った。	予算の確保が難しく、令和6年度に向けた予算要求には至らなかった。	В		

【重点事業】図書館を利用しづらい人へのサービスの拡充

2 各種電子サービス等デジタル環境の整備

取組 5 電子書籍導入の検討を行います。

以他と、他は自相寺への次がではくら								
	令和 5 年度(2023 年度)							
評価項目	実績	自己評価						
どのような検討を行ったか	7月に電子書籍についての考え方をまとめた。 9月、市のシステム審査会に電子書籍導入について、趣旨は了承された(予算の裏付けはなく、補助金を取るなどが必要)。 TRC、オーバードライブ(TOHAN)からの情報収集に努めた。	電子書籍については、近年導入する図書館が増えていること(神奈川県内では33市町村中16、約50%が導入)、ブランクエリア対策、バリアフリー対策にもなることから、積極的に導入の検討を進める必要があるが、あくまでも紙資料の補完であり、保存と提供を両立させるためのレプリカ的な役割が主であること、また図書館に来られない方などに向けた付加的なサービスとして活用できると考えるとした。 デジタル田園都市の補助金の獲得ができないか検討を行ったが、満額の内容には当たらず、経常経費のねん出が必要で、来年度導入の予算要求には至らなかった。						

取組 6 図書館ホームページ内で鎌倉に関する情報コンテンツの連携を検討します。

	令和5年度(2023年度)					
評価項目	実績	自己評価				
どのような検討を行ったか		令和5年度はまだ検討段階で、成果を上げられていない。パスファインダーは2月に改訂予定 B	}			

【重点事業】図書館を利用しづらい人へのサービスの拡充

3 利用者の利便性を高める図書館業務システムの更新

取組 1 令和 6 年度(2024 年度)に新図書館機能を視野に入れて図書館業務システムを更新し、利便性の向上を図ります。

	令和 5 年度(2023 年度)					
評価項目	実績	自己評価				
図書館業務システムの更新内容	令和6年度のシステム更新に向けカスタマイズ内容の洗い出し、要件を整理中。 検討中の内容・館内の検索機を、子どもやパソコンに不慣れな方でも分かりやすいような画面構成も選べるようにする。 ・スマートフォンにログインすることで貸出カードを表示させ、貸出できるようにする。 ・延滞日数に応じた新規予約受付の停止を実装する。 ・督促メールにタイトル等書誌事項を記載する。	予算が限られているため、現行システムで要望の多い内容について導入が可能か、システムベンダーと調整する必要を進めている。今後要件を詰めていく中で、実現可能なものはできる限り盛り込んでいきたい。	A			

協議会委員コメント	

用語解説

【LLブック】

「やさしく読みやすい本」という意味のスウェーデン語(Lättläst)の略。文字情報を正確に読めない、読むことが苦手な人のために読みやすく書かれた本。 幼児向けという意味ではなく、それぞれの生活年齢に合った内容がやさしく理解できるよう配慮されている。

【サピエ図書館】

日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っている図書館。会員登録することによりホームページから点字データ、デイジーデータをパソコンや携帯電話にダウンロードすることができる。また、加盟している図書館が所蔵する資料を、オンラインリクエストなどによって利用できる。

【ジャパンサーチ】

国会図書館がシステムを運営する、我が国の幅広い分野のデジタルアーカイブと連携し多様なコンテンツをまとめて検索・閲覧・活用できるプラットフォーム。

【蔵書回転率】

図書 1 冊につき、1 年間に何回貸出されたかを示す数値。年間貸出冊数÷蔵書冊数。

【蔵書更新率】

資料の更新が1年間にどの程度されているかを示す数値。(受け入れ冊数+除籍冊数)÷蔵書冊数。

【蔵書新鮮度】

1年間に蔵書がどれだけ新しくなっているかを示す数値。新規受け入れ冊数÷蔵書冊数。

【大活字本】

弱視者(低視力者、高齢者など)にも読みやすいように、大きな活字で版を組みなおされた本のこと。

【デイジー図書/マルチメディアデイジー】

デイジー図書とは、CD-ROM などに録音した図書のこと。通常の録音図書と違い、大量の情報を蓄積でき、読みたいページへのジャンプ機能がついているなど利便性が高い。

デイジーは専用の機器でしか再生することができないが、一般的な利用ができるようパソコンでの再生に対応したものがマルチメディアデイジーである。 文字・音声・画像を同時に再生でき、文字の大きさや読み上げるスピードの変更なども可能。どちらも印刷された文字を読むことが難しい障害をもつ人などの読書手段として利用される。

【デジタルアーカイブ】

文化資産をデジタル映像で保存蓄積するもの。鎌倉市図書館では近代史資料室の古写真や絵図、古地図等を順次デジタル化し、ホームページ上で公開している。

【レファレンス】

調べごとや探しもののお手伝い。何らかの情報を求めている人に対し、図書館員がその回答や参考となる資料を紹介するなどして、利用者と必要な資料や情報との出会いを助けるサービス。

【レファレンス協同データベース】

国立国会図書館が全国の図書館等と協同で構築している調べ物のためのデータベース。一般公開事例はだれでも閲覧できる。

令和5年度 鎌倉市図書館 研修年間実績

4# Dil	4	-		7	0	0	10	11	10		, 1	1
種別	4	5	6 職場研修(1)-1(資料	/ 職場研修①-2(資料	8 職場研修(1)-3(資料	9 農場研修(1)-4(音彩	10	11 職場研修①-5(資料	12 職場研修(3)(全館研	1	2 職場研修②-4(館別	3
職場研修			提供) 6/12~3 6/12~3 東橋研修2~1(館別 研修)工調図書館 6/12 8名 職場研修2~2(館別 研修)中央図書館 6/30 ■名	提供) 7/1~31	提供) 8/1〜31 8/1〜31 計画の解説	提供) 9/1~30 図書館概要	新春》題越図書館 10/16 6名	後代) 11/1~30 誘書パリアフリー	12/11 12/11 12/11 20月 (14) 20月 (14) 2		東場研修②・「起始 東場研修②- 5(館別 京場研修②- 5(館別 研修)大船図書館	
図書館主催研修			本の海サポーターズ 交流会 6/16 10人	教職員研修 7/21.28			おはなしボランティア 養成講座 10/5.12.19.11/2				おはなしポランティア ステップアップ講座 2/9	
	チーム学習 対話と リフレクション① 4/19	チーム学習 対話と リフレクション②③ 5/16.30	会計年度任用職員研 修 6/13等 3人	メンタリングフォロー アップ研修 7/4 1人		「情報発信力向上・ SNS活用」研修講座 9/26.27 1人	新採用職員研修 10/3~6 2人	「多文化対応力向 上」研修講座 11/17 1人		「多文化対応力向 上」研修講座 1/19 1人		
行政の研修	新採用職員研修 4/4~14 2人	アンガーマネジメント 研修 5/10、11 3人		新採用職員中間研修 7/5~7 2人			障害者の対応のポイント研修 10/31 2人					
図書館関係外部研修		(県)基礎研修① 5/25 2人	料掲載) 6/8~29 2人	サーチ」β 版説明会	談書のパリアフリー をすずめるために(配 信) 8/1~10/1 11人 (県)生誕学習指導 者研修「読書活動実 競コース」(会場) ポシテオイドにはリかけ 8/9 1人 図書館員・音配者の ための著作権セミ ナインライン) 8/5 1人	多文化対応力向上調 遊図 ション 9/2 2人 (県)専門研修「規格 資料について、社史 資料について」 9/13 1人	合展フォーラム・ UniLeafの活動につ いて」 10/24 1人	神図協③「子ども読書推進と時期」 書推送上時期 (イン ライン) (県)専門研修「児童 (場)専門研修「児童 イン」 (場)専門研修「児童 イン」 (場)専門研修「児童 イン」 (場)専門研修「児童 イン」 (場)専門研修「児童 イン」 (場)専門研修「児童 イン」 (場)専門研修 (場) (場) (場) (場) (場) (場) (場) (場) (場) (場)	研修「人文情報の調 ペ方」(オンライン) 12/7 1人 著作権実務講習会 10/16~11/22(配信			
図書館関係			児童図書館員養成講 座			児童図書館員養成講 座						
業務外自主研修			6/26~7/1 1人			9/25~10/4 1人	国立国会図書館国際 子ども図書館児童文 子連続課題「幼年章 形の可能性(オンラ イン)10/16.17 1人 図書館総合展 10/24.25(会場)10/26 ~11/15(オンライン) 多数 本と重ねる時間 鬼 頭枠の図書館建築を みつめなおす 10/17 1人	季) 11/16.17 1人		児童國書籍研究会全 國学習会広島学習会 2/3.4 1人		
(再掲)新採職員のための研修	新採用職員研修 4/4~14 2人 メンター制度研修 4/24.25 新採+メン ター	(集)基礎研修① 5/25 2人	料掲載) 6/8~29 2人	図書館研修担当によ る面談 7/25 担当者+新採	をすすめるために(配 信)	多文化対応力向上開 座図書館編(オンライン) 9/2 1人 「情報発信力向上・ SNS活用J研修講座 9/26.27 1人	新採用職員研修 10/3~6 2人 おはなしポランティア 養成課座 2人	摩害者サービス担当 職員向け酸座(オン ライン) 11/28~30 1人	レファレンスサービス 研修「人文情報の調 ペ方」(オンライン) 12/7 1人	地域館実務研修(腰 越) 1/6~14 1人 地域館実務研修(腰 越) 1/20~28 1人	おはなしポランティア ステップアップ講座 2/9 1人	

令和6年2月29日 図書館協議会

第4次鎌倉市子ども読書活動推進計画について(報告)

- 1 子ども読書活動推進計画に関する連絡会議開催日程について 第2回を令和6年(2024年)3月1日(金)15時~16時30分で予定
- 2 第4次鎌倉市子ども読書活動推進計画の重点事業の取組について
 - (1)「読書バリアフリーへの取組」
 - ・ 図書館内にバリアフリー委員会を設置
 - ・ 支援が必要な子どもたちが利用する施設への訪問聞き取りの開始
 - ・ 声と手話で行うおはなし会の開催
 - ・ 「りんごのたな」の試み…玉縄図書館
 - ・ 海外にルーツのある子どもの子育てをしている保護者へ、NPO と連携して、や さしい日本語で図書館案内を開催
 - ・ 図書館が近くにない地域 子ども会と連携して華頂宮邸でおはなし会を開催
 - (2)「紙資料とデジタル資料によるハイブリッドな情報活用」への取組
 - ・ 教職員と図書館職員対象に外部講師を招聘し、情報リテラシーのワークショップ講座を開催

内容:インターネット情報を活用するにあたっての注意点を確認し、調べ学習 に役立てるための出典調査を実地で行う等

- (3) ヤングアダルトへの取組
 - ・ 高校図書館訪問をきっかけに高校生にイベント参加してもらった。
 - ・ 県立高校図書館司書の協力を得て、教育指導課と学校図書館司書の研修について検討中
- (4) 子どもたちのニーズに対応できる施設・サービスの検討
 - ・ 鎌倉市新庁舎等整備基本計画、鎌倉市市庁舎現在地利活用基本計画(案)へ図 書館から具体的な要望を担当課へ伝え、調整をすすめていること等が主な成果 となっている。

子ども、家庭、支援が必要な子どもの読書環境のありかたなど 「にぎやかな図書館」、家族などが他の利用者と共存しながらリラックスできる 空間づくり等の検討

3 その他

- (1) 特記事項 「むかしばなしおはなし会」子どもたちに地域の資料に親しんでもらう
- (2) 継続・定例事業などについて計画の取組事業一覧を抜粋して配布

5 鎌教委図第 1983 号

令和6年(2024年)1月15日教育長決裁

令和6年度(2024年度)図書館休館日程

1 定期休館日(平日の月曜日、祝日月曜の後に最初に到来する平日、年末年始) 令和6年(2024年)

10.12 1 (10.12)	
4月1日、8日、15日、22日、30日(火)	5日
5月7日(火)、13日、20日、27日	4日
6月3日、10日、17日、24日	4日
7月1日、8日、16日(火)、22日、29日	5日
8月5日、13日(火)、19日、26日	4日
9月2日、9日、17日(火)、24日(火)、30日	5日
10月7日、15日(火)、21日、28日	4日
11月5日(火)、11日、18日、25日	4日
12月2日、9日、16日、23日	4日
年末年始休館	
12月29日(日)から令和7年(2025年)1月3日(金)まで	6日
令和7年(2025年)	
1月6日、14日(火)、20日、27日	4日
2月3日、10日、17日、25日(火)	4日
3月3日、10日、17日、24日、31日	5日
計	58日

2 特別整理期間(各図書館年間 20 日以内)

(1) 蔵書点検等のための休館

(中央図書館への wi-fi 導入工事を同時に実施予定)

(2) 図書館情報システム更新のための休館

全館 令和7年(2025年)2月18日(火)~2月24日(月・休日)(7日間) (中央図書館の照明の LED 化を同時に実施予定)

5 鎌教委図第 1983 号

令和6年(2024年)1月15日教育長決裁

(3)特別整理期間計

中央図書館 13日

腰越・深沢・大船・玉縄図書館 11日

3 開館日数

中央図書館 294 日(うち夜間開館日数:96 日)

腰越・深沢・大船・玉縄図書館 296 日 (うち夜間開館日数:96 日)

4 開館時間

中央図書館 9.5 時間×96 日 = 912.0 時間

8.5 時間×198 日=1,683.0.時間

計 2,595.0 時間

腰越・深沢・大船・玉縄図書館 10.25 時間×96 日 = 984.0 時間

8.5 時間×200 日=1,700.0 時間

計 2,684.0 時間

*参考 令和5年度(2023年度)

開館日数

中央図書館 303 日(うち夜間開館日数:95 日)

腰越・深沢・大船・玉縄図書館 305 日(うち夜間開館日数:95 日)

令和6年度図書館事業予算要求状況

		令和5年度	令和6年度	増減額	
図書館費		98,541	104,113		(単位:千円)
報酬		126	168	42	図書館協議会委員報酬
					図書館協議会(3回/年→4回/年)
報償費		80	148	68	資料提供者謝礼など
					研修講師、手話通訳の謝礼(回数増)
旅費		16	40	24	会計年度任用職員の交通費
.					
需用費		40,388	56,579	16,191	
	消耗品費	28,726	30,863	2,137	図書館振興基金活用事業 2件 物価高騰分増額など
	(うち資料費)	(26,707)	(27,207)	500	資料費:本・雑誌・新聞・視聴覚資料の購入費
	燃料費	42	38		公用車のガソリン代
	印刷製本費	207	429	222	
	光熱水費	9,132	7,852		雷気料、上下水道料
	光熱水費 維持修繕料	2.007	17,155	15.148	電気料、上下水道料 中央図書館の各種修繕
	1277124211	_,	,	,	照明器具のLED化修繕(+13,915)など
	備品修繕料	165	165	0	備品修繕
	車両修繕料	109	77	-32	車両修繕費、点検費など
役務費		3,553	4,152	599	
	電信料 運搬料 手数料	1,764	2,393	629	Wi-Fi導入予定(中央図書館のみ)など
	運搬料	132	158	26	県との連絡便
	手数料	1,569	1,578	9	建物の維持管理にかかわる各種機械類の点検など
	保険料	88	23	-65	中央図書館の建物の保険
					ボランティア保険は市民活動補償制度に変更したた
					め減額
포크게		05.000	17.504	0.410	
委託料		25,980	17,564	-8,416	設備等保守管理、清掃業務、施設管理の保守点検
					巡回搬送業務、Wi-Fi導入など 図書館振興基金活用事業(-7,118)、中央図書館総
使用料及	が佳雄幻	21,903	22,222	210	データベース使用料・新刊マーク
使用科及	い貝旧科	21,903	22,222	319	図書館システム更新(+449)など
工事請負	費	0		0	
HI.JC				Ţ	
備品購入	費	165	330	165	図書館振興基金活用事業 1件
					「鎌倉右幕下焼香場の図」
負担金補	助及び交付金	70	70	0	日本図書館協会、神奈川県図書館協会の分担金
積立金	積立金		2,840	-3,413	図書館振興基金
					ふるさと寄附金(-3,420)など
公課費		7	0	-7	自動車重量税
					医古杜洛姆 (八十卦) 6 四十年二年 7 平年 8
総務費 文書広報費					歴史的資料(公文書)の保存等に係る消耗品な
市史編さん	市史編さん事業		129	30	ど。 四周制士書の始終(00)
					印刷製本費の増額(30)